

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康管理(予防接種法)による事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康管理(予防接種法)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

酒々井町長

公表日

平成28年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ヒブ予診票ファイル、小児肺炎球菌予診票ファイル、四種混合予診票ファイル、百日せきジフテリア破傷風混合予診票ファイル、BCG予診票ファイル、麻しん風しん予防接種関係ファイル、麻しん風しん予診票ファイル、水痘予診票ファイル、日本脳炎予防接種ファイル、日本脳炎予診票ファイル、ジフテリア破傷風混合予防接種ファイル、HPV予診票ファイル、高齢者インフルエンザ関係ファイル、高齢者インフルエンザ予診票ファイル、高齢者肺炎球菌(定期)予診票ファイル、ポリオ予診票ファイル、不活化ポリオ予診票ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二【情報提供】 行わない 【情報照会】 17,18,19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	酒々井町健康福祉課地域保健班(保健センター)
②所属長	健康福祉課長 河島幸弘
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課 地域保健班(保健センター) 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-10-1 043-496-0090
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 地域保健班(保健センター) 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-10-1 043-496-0090

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]